

一般職の任期付職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第17-5号

一般職の任期付職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の給与に関する規則（規則第17-1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特定任期付職員の号給の決定）</p> <p>第2条 特定任期付職員（任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>（特定任期付職員の号給の決定）</p> <p>第2条 特定任期付職員（任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。<u>以下同じ。</u>）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>第3条 <u>削除</u></p>	<p><u>（特定任期付職員業績手当）</u></p> <p>第3条 <u>任期付職員条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p>
<p>第4条 <u>削除</u></p>	<p>第4条 <u>特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。